R21215

## 「東京都選定歴史的建造物」の選定候補の追加と進め方について

# 背 景\_

- 新規選定数の減(H30年度:3件、R1年度:1件、今年度:未定)
- 選定同意が得られない。(改築や増築予定等、個々の事情)
- 一方で、前回の候補の審議から年数が経過(区市町村推薦の場合、建造物単体約20年前、エリ アを考慮したもの5年前、土木構造物3年前等)している。
- 歴史景観部会委員より、過去に調査済みで候補に挙がらなかった建造物について、再検討も考え られるとの意見があった。
- 所有者や、区市等から選定依頼がある物件もあるので、対応していきたい。

## 選定候補の追加と進め方について

選定基準※を踏まえ、次の選定候補を追加する。

## ●区市町村推薦案件等による選定候補及び選定手順

①区市町村推薦案件

- ・区市町村の登録文化財や、景観施策等で位置づけのあるもの
- 区市町村に改めて推薦を依頼する

- ②近代洋風・和風建築等案件 ・文献等に基づき調査をしたが、候補として未選定のものなど
- (1)以外の既存テーマ案件) ・改めて調査し検討する。

選定手続

条例改定(H18)以降の選定手順と同様に、歴史景観部会で選定候補を審議する。 その後、景観審議会に報告したのち同意手続きに入る。

## ●個別案件による選定候補及び選定手順【新規】

③個別案件

• ①②なども含めて、文献や区市町村の景観施策に位置づけがある 等のもので、今後、個別に選定する必要があるもの。個別案件は少 数を想定

#### 選定手続

(1)②と同様、歴史景観部会で選定候補を審議の後、景観審議会に報告することを原則 とする。

ただし、選定を迅速に行う必要があり、直近の景観審議会の開催がない場合に は、景観審議会各委員へ個別に報告を行う。

委員から選定候補について疑義等の意見がある場合は改めて歴史景観部会で審議する。

#### 予定(別紙参照)

令和2年 1月中旬 景観審議会 「選定候補の追加と進め方について」を審議

令和3年 上半期 歴史景観部会 選定候補を審議

令和3年 下半期 景観審議会 選定候補を報告

#### 選定基準※(平成 10 年度景観審議会答申)

1 歴史的な価値

歴史的な価値を有する建造物で、原則として建設後50年を経過しているもの

2 景観上の重要性

東京都の景観づくりにおいて重要なもの

- ①地域の歴史的景観を特徴づけていること。
- ②地域のランドマークとしての役割を果たしていること
- ③都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること
- 3 保存状態

できるだけ建設当時の状態で保存されているもの

4 視認性

外観が容易に確認できる(外から見える)もの

#### 土木構造物の選定基準※(平成28 年度景観審議会答申)

1 歴史的な価値

東京都内に現存する、歴史的な価値を有する建造物(土木構造物)であり、 原則として、建設後50年を経過しているものとする。

(歴史的な価値の考え方)

- ・一連のネットワーク、又は一体的なシステムにおいて、社会基盤整備事業の 歴史的価値を評価する上で欠かせない構造物
- ・単体として歴史的価値がある構造物
- 2 景観上の重要性

東京の景観づくりにおいて重要なもので、次の選定基準に該当するもの。

- ①地域の歴史的景観を特徴付けていること。
- ②地域のランドマークとしての役割を果たしていること。
- ③都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること。
- ④都区市町村の景観計画などに位置付けられていること。
- 3 保存状態

できるだけ建設当時の状態で保存されているものとする。ただし、適切な使 用のため行われた改造については許容する。

4 視認性

通常、望見できる状態にあるものとする。

# 選定のスケジュール(予定)

